

(策定) 平成23年6月22日

東京都信用農業協同組合連合会行動計画

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の現状を受け、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律では、仕事と子育ての両立を図るため必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画」を策定し実施することとされています。

東京都信用農業協同組合連合会では、職員が仕事と家庭・子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年7月1日～平成28年6月30日までの5年間
2. 内 容

目標1：毎週水曜日を実施日と位置づけノー残業デーを徹底して実施いたします。
実施できない場合、他曜日に振替取得いたします。

以 上